

# 一般社団法人<sup>エスコ</sup>・<sup>ゼブ</sup>推進協会定款

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 この法人は、<sup>エスコ</sup>・<sup>ゼブ</sup>推進協会（以下、「本協会」という。）と称する。

### (事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 本協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目的)

第 3 条 本協会は、産官学の連携を図り、主として建築物の ESCO 事業・環境保全・省エネルギー、<sup>ゼブ</sup>ZEB(Net Zero Energy Building)・<sup>ゼッチ</sup>ZEH(Net Zero Energy House,<sup>ゼッチ-エム</sup>ZEH-M (ゼッチ・マンション)を含む。以下同じ)の推進に関連する技術や研究に係る交流を促進し、また、ESCO 事業・ZEB・ZEH の推進・環境保全・再生可能エネルギーを含む省エネルギーの普及拡大に有効な制度の構築・運営や効果的な資金調達手段の確保に係る支援、国際的な省エネルギー技術協力を通じて、主として関西圏における ESCO・ZEB・ZEH・環境保全・再生可能エネルギー活用を含む省エネルギーの普及促進と技術の向上を図り、省エネルギー化を通じて地球環境保全や低炭素社会の実現に寄与する。

### (事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ESCO 事業・ZEB・ZEH・地球環境保全・省エネルギーの普及・啓発
  - (2) ESCO 事業・ZEB・ZEH・地球環境保全・省エネルギーに関する調査研究
  - (3) 国内外の ESCO・ZEB・ZEH・地球環境保全・省エネルギー関連情報の提供および ESCO・ZEB・ZEH・地球環境保全・省エネルギー関連機関との情報交換
  - (4) 優良な ESCO・ZEB・ZEH・地球環境保全・省エネルギー事業者の育成、支援
  - (5) ESCO 事業・ZEB・ZEH・地球環境保全・省エネルギーに関する広報
  - (6) ESCO 事業・ZEB・ZEH・地球環境保全・省エネルギーに係る国際協力
  - (7) ESCO 事業・ZEB・ZEH・地球環境保全・省エネルギーの円滑な推進に係る資金調達手段構築への支援
  - (8) その他、本協会の目的を達成するために必要な活動
- 2 前項の事業は、本邦及び海外で行うものとする。

### 第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 本協会は次の4種の会員をもって構成する。

(1) 正会員

ESCO 事業者及び ZEB・ZEH・地球環境保全・省エネルギー関連事業者、若しくは個人等で、協会の活動に対して積極的な支援を行う法人または団体若しくは個人。

(2) 特別会員

本協会の活動を援助する法人、団体または個人。

(3) 一般会員

ESCO 事業者や ZEB・ZEH にかかわる事業者等であって、協会の活動を賛助する法人若しくは団体。

(4) 賛助会員

本協会の事業を賛助する目的で入会した団体または個人。

(5) 名誉会員

本協会に功労のあった者又は学識経験者であって総会で推薦された者。

2 前項の正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

3 本協会の目的を達するため会長は、必要な関係機関に対してオブザーバーとして、本協会活動への参画を求めることができ、オブザーバーは、本協会の総会等に出席し、必要に応じて討議に参加することができる。ただし、議決権は有しないものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の正会員及び特別会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 賛助会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。会長は入会の承認後、次回開催の理事会に報告をしなければならない。

(会費等)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に当てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会で別に定める会費を支払う義務を負う。

2 特別会員及び名誉会員は、会費の納入義務を負わない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員及び特別会員の半数以上であって、総正会員及び特別会員数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる

多数をもってこれを除名することができる。

- (1) 本協会の定款に違反し、協会の運営を阻害したとき。
- (2) 本協会の名誉を毀損し、または著しく秩序を乱したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員及び特別会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 正会員又は賛助会員がすでに納入した会費及びその他の抛出金品は返還しない。

## 第 4 章 総会

(種別)

第 12 条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。またこの定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令 又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、又は、正会員及び特別会員総数の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員及び特別会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、会長に招集の請求がなされたときに開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は前条 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員及び特別会員 1 名につき 1 個とする。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員及び特別会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び特別会員の半数以上であって、総正会員及び特別会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の行使等)

第 20 条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知のあった事項については書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は代理人に議決権の行使を委任することができる。これらの場合においては、その正会員若しくは特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、その総会に出席した正会員及び特別会員の中から選出された議事録署名人 2 人以上が、議長とともに署名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 22 条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 18 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、4 名以内を副会長とする。

3 会長、副会長以外の理事のうち常勤の理事として 1 名の常務理事を置くことができる。

4 第 2 項の会長をもって代表理事とし、前項の常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、正会員及び特別会員が、自己を代表する者として指定した者の中から総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第 29 条 本協会に、顧問 2 名以内及び参与 2 名以内を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本協会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要となる費用について支弁することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

2 前項第 3 号の選定において、再任は妨げないものとする。

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた場合は除く）には、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 委員会

(委員会)

第 36 条 本協会の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会にて選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は理事会の議決により別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会で承認するものとする。又これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 39 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由で会計年度開始前に予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の前日まで前会計年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(資産の構成)

第 40 条 本協会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他収入

(資産の管理)

第 41 条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 42 条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作

成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置く。また、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金）

第 44 条 本協会は、剰余金を分配することができない。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 46 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議により解散する場合は、総正会員及び特別会員の半数以上であって、総正会員及び特別会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散する。

（残余財産の帰属）

第 47 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 事務局（事務局）

第 48 条 本協会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第 11 章 公告の方法

（公告の方法）

第 49 条 本協会の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官



報に掲載する方法による。

## 第 12 章

### (雑則)

第 50 条 この定款に定めるものの外、本協会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日 から施行する。

2 社団法人大阪 ESCO 協会の正会員、特別会員、賛助会員であるものは、第 6 条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本協会の正会員、特別会員、名誉会員、賛助会員、オブザーバーになったものとみなす。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人大阪 ESCO 協会の諸規則等は、一般社団法人関西 ESCO 協会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

5 本協会の最初の代表理事は吉田治典とする。

6 一般社団法人関西 ESCO 協会の諸規則等は、一般社団法人<sup>エスコ</sup>・<sup>ゼブ</sup>ZEB推進協会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。

平成 25 年 4 月 1 日施行  
令和 6 年 6 月 26 日改定